

大個審答申第 101 号
平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 27 年 4 月 15 日付け大福祉第 166 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 27 年 1 月 8 日付け大福祉第 3383 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 26 年 12 月 25 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 26 年 12 月 22 日付福祉局回答 1401-12164-001-01 の『お問い合わせの 2 』にある『審査会において総合的に判断しています。』の具体の判断した内容を記録した文書（決裁含む）の全部。ただし、私が提出した書類（申請書等）は除く。」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「1 平成 23 年 8 月開催の社会福祉審議会障害者福祉分科会審査部会にかかる審査書（視覚障がい）」（以下「本件情報」という。）及び「2 身体障害者診断書審査決定通知書」と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件情報のうち開示請求者以外の生年月日、居住区、印影を開示しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第 19 条第 2 号に該当
(説明)

上記の情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報

そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 2 月 23 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査委員もその職務において公務員であり、一般職員と同様に開示する必要がある。
- 2 審査委員の印が 100%開示していない。100%開示すべきと思われる。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定で非開示とした部分

非開示とした部分は、本件情報のうち開示請求者以外の生年月日、居住区、審査委員署名欄にある社会福祉審議会福祉分科会審査部会（以下「審査部会」という。）の委員の印影（以下「本件印影」という。）の情報であり、これらの非開示とした部分のうち、異議申立人は本件印影のみの開示を求めている。

2 本件印影を非開示とした理由

条例第 19 条第 2 号において、個人に関する情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは非開示とすることができることと定められており、同号ただし書ウにおいて、当該情報が公務員等の職務遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を開示すべきことが本号本文の例外と定められていることから、審査部会の委員氏名については開示した。

しかし、本件印影については、職務遂行に係る職員の氏名を表示するためのものではなく、当該文書が真正かつ真意に基づいて作成された文書であることを示すために押印されたものであり、氏名とは異なり慣行として開示請求者が知ることができる情報ではない。また、非常勤特別職である委員の私印に係る印影であることから、仮にこれを開示した場合には、これらの者が作成する各種書類の偽造等に悪用されるおそれなどが考えられるため、条例第 19 条第 2 号に規定する「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」に該当することから、印影の 4 分の 3 を非開示とした。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、異議申立人が行った身体障がい者診断書審査申請について、審査部会が審査を行った際の審査書である。

3 争点

実施機関は、本件情報のうち開示請求者以外の生年月日、居住区及び本件印影について、条例第19条第2号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件印影を開示すべきであるとして争っている。したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件印影の条例第19条第2号該当性である。

4 本件印影の条例第19条第2号該当性について

(1) 条例第19条第2号の基本的な考え方について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…あつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない

ない旨規定している。

(2) 本件印影の条例第 19 条第 2 号該当性について

本件印影は、個人の印影であり、個人の印影が社会経済活動上、個人の認証機能として果たしている役割を考慮すると、個人の印影を開示することにより偽造されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本件印影は条例第 19 条第 2 号本文に該当する。

また、審査部会は実施機関の附属機関であり、実施機関では、附属機関の委員の印影を開示する慣行はないことから、本件印影は、同号ただし書アに該当せず、かつ、その性質上、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

したがって、本件印影は条例第 19 条第 2 号に該当する。

5 答申に至る手続について

当審議会としては、他の諮問案件の審議過程等を通じて、答申するに足る十分な情報を保有しており異議申立人の意見陳述の必要がないと判断したことから、条例第 61 条第 1 項ただし書の規定により、異議申立人の意見陳述を実施せず、答申に至った。

6 結論

以上により第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子、
委員 重本達哉、委員 赤津加奈美

(参考) 答申に至る経過 平成 27 年度諮問受理第 6 号

年 月 日	経 過
平成 27 年 4 月 15 日	諮問
平成 27 年 12 月 24 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 28 年 10 月 19 日	審議 (論点整理)
平成 28 年 11 月 24 日	審議 (論点整理)
平成 28 年 12 月 21 日	審議 (論点整理)
平成 29 年 2 月 13 日	審議 (論点整理)
平成 29 年 2 月 20 日	審議 (論点整理)
平成 29 年 2 月 28 日	審議 (論点整理)
平成 29 年 4 月 24 日	審議 (答申案)
平成 29 年 5 月 15 日	審議 (答申案)
平成 29 年 6 月 6 日	審議 (答申案)
平成 29 年 6 月 13 日	審議 (答申案)
平成 29 年 7 月 5 日	審議 (答申案)
平成 29 年 9 月 1 日	答申

